

地方税務手続のデジタル化のあゆみ

	電子申告・申請等	電子納付	国税との情報連携	その他
平成16年度	法人住民税・法人事業税、固定資産税(償却資産)の申告開始 [H17.1] ※事業所税も追加 [H20.1]			
17~21年度	給与支払報告書、公的年金等支払報告書の電子的提出開始 [H20.1、H21.1]			OSSによる自動車税等の申告開始 [H17.12] ※新車新規のみ。中古車新規・移転等登録、継続検査は、H29.4追加
22年度	全地方団体がeLTAXに接続			
			所得税確定申告書の連携開始 [H23.1]	
23~30年度	一定規模以上の事業者に対し給与支払報告書等の電子的提出を義務化 [H26.1] ※電子的提出基準の引下げ[R3.1]		法定調書、扶養是正情報の連携開始 [H25.5、H25.6] 源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出の一元化[H29.1]	JNKS(自動車税納付確認システム)の運用開始[H27.4] 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化開始[H28.1]
令和元年度	地方税共同機構の設立 [H31.4]			
2年度	大法人に係る電子申告義務化 [R2.4.1以降の事業年度に係る申告]	地方税共通納税システムの運用開始 [R元.10] ※対象は主として法人向けの税目	法人の開廃業等に係る申請手続の一元化、共通入力事務の重複排除[R2.3]	固定資産税等に係る登記所との情報連携開始[R2.1]
3年度	個人住民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割)の申告・納入手続の電子化 [R3.10]		財務諸表提出の一元化 [R2.4]	
4年度	法制上、全ての申告・申請手続へ対象拡大[R4改正] ※実務的な準備が整ったものから順次、eLTAX利用を開始			軽自動車OSS、軽JNKSの運用開始[R5.1]
5年度以降	地方たばこ税等の電子申告開始[R5.10]	地方税統一QRコード等を用いた納付開始 [R5.4] ※固定資産税等全税目へ対象拡大 ※納付手段も拡大(クレジットカード、スマホ決済アプリ等)		特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化開始[R6.1] 基幹税務システムの標準化 [R7年度までの移行を目指す]